

求職活動等におけるハラスメント防止ガイドライン

■求職活動等の定義（国からの指針を引用）

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。また、事業主が雇用する労働者が通常就業している場所で行われるものに限りません。

（求職活動等の例）

- ・ 企業の採用面接への参加
- ・ 企業の就職説明会への参加
- ・ 企業の雇用する労働者への訪問
- ・ インターンシップへの参加
- ・ 教育実習、看護実習等の実習の受講

1. 目的

当法人は、就職活動中の学生および求職者、ならびに職業理解を深めるための体験・実習等に参加される皆様に対するハラスメント（いわゆる就活セクハラ等）を防止し、健全な採用活動を推進するとともに、安心して就職活動に取り組める安全かつ公正な環境の実現を目指します。

本ガイドラインは、採用活動や実習対応に従事する正規職員および契約職員に適用します。なお、派遣職員については、派遣先の指揮命令の下で当該業務に従事する場合は、本ガイドラインの適用対象とします。

2. 行動指針

- ① 不適切な要求を行いません。（採用の見返りとして食事や不適切な関係を求める行為など）。
- ② 人格を否定する言動と態度は行いません。
- ③ 面談・面接は原則として、当法人の本部または各事業所、もしくは学校構内、またはオンラインにて実施し、オープンスペース（個室扉の開放含む）または複数名で行います。なお、夜間の面談は原則として実施しません。
- ④ 職員による SNS での接触や連絡先の交換など、私的な接点を持つ行為を行いません。
- ⑤ 採用担当者および採用に関わる職員に対し、定期的に周知および啓発を実施します。
- ⑥ 選考にあたっては、厚生労働省発行の「公正な採用選考をめざして」に記載された配慮事項に準拠します。

3. 相談体制

- ・求職活動等に際し、当法人職員によるハラスメント等の問題行為があった場合は、下記の窓口までご連絡ください。
- ・ご相談内容の秘密は厳守されるとともに、相談を理由として選考や採用に不利益が生じることはありません。
- ・事実確認等に協力した関係者が不利益な取扱いを受けることはありません。

■相談窓口

当法人のホームページ内「お問い合わせフォーム」またはお電話にて、ご相談を受け付けております。

① お問い合わせフォーム

以下の URL よりご相談が可能です。

URL : <https://www.tenryu-kohseikai.or.jp/mail/input>

② 担当部署

(ア) ハラスメント相談窓口 担当：人事課 TEL：053-546-1117

(イ) 上記部署への相談が難しい場合 担当：監査指導課 TEL：053-583-1424

③ 外部相談窓口

求職活動等におけるハラスメントに関するご相談は、静岡県労働局にて受け付けております。

- ・静岡労働局 雇用環境・均等室 電話：054-252-5310

4. 発生時の対応

- ・窓口担当者は、相談者および行為者とされる者の双方に対し、事実関係を確認します。
- ・事実確認にあたり、相談者の安全確保を行います。
- ・本ガイドラインに違反する行為が認められた場合は、就業規則に基づき、厳正に対処します。
- ・再発防止策を実施します。

5. プライバシー保護

- ・相談者および関係者のプライバシーを保護するための措置を講じます。

※当法人個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に準拠します。

6. 応募者の皆様へ

福祉事業は「人」によって支えられています。ご利用者への直接支援はもとより、地域福祉の推進においても、福祉の仕事を志す皆様の存在は欠かせません。当法人では、福祉の仕事を志す皆様が安心して就職活動や実習に取り組めるよう、環境整備を一層進めてまいります。

ハラスメントに関するご相談に限らず、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

以上